

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議
日 時	令和 7 年 7 月 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 6 分
場 所	本庁舎 3 階 3 A 会議室
出席者	出席 市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局 総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当、秘書課長

議題：秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正することについて

担 当 部 課 等	経営総務課、営業課
説 明 者	上下水道局長、経営総務課長、営業課長、営業課給排水業務担当課長
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 条例改正しなくても、自前に対応できる場合はあるか。 答. 一般論として、条例改正していなくても、専決処分に対応できる場合がある。 問. 管工事業協同組合と協議の中で、災害が発生した際に、どのようなプロセスで他市にお願いするかなどを確認しているか。 マニュアルや仕組み作りはこれからか。 答. 今後対応していく予定である。能登半島地震では、石川県が市町村の管工事業協同組合を募って、各市町村に振り分けたという事例がある。広域的な地震では、県を交えた他市町村との取組みとなるので、その点を踏まえ、協定書などを作成することを考えている。 問. 管工事業協同組合とは協議書は取り交わすのか。 答. 既存の災害協定をベースに調整することを考えている。 意見. 9月議会に諮るが、いつ災害が発生するかわからないため、仕組みは早めに作っておくこと。 問. 秦野市の指定工事店と伊勢原市の指定工事店との基準の決定的な違いは何か。 答. 基本的には、下水道法や施行規則を準用しているため、大きな違いは無いが、管の材料や勾配などは、独自に規定してい

	る。 問. 工事店を指定することに意味はあるのか。 答. 国が、標準条例を示しており、指定することになっている。 問. 各市町村で違いが出るとしたら、どういったところか。 答. 給水管の材料が、ステンレスか塩化ビニルかなど、そういった部分で違いが出る。 問. 今回の改正で、指定工事店が給水装置を工事し、検査については、秦野市が行うことになっている。工事は他市町村の工事店の応援で早く対応できるかもしれないが、その後の検査体制は追いつくのか。工事が早く終わっても、検査が追いつかず、結局時間がかかるということはないのか。検査体制を強化する必要があるか。 答. 能登の事例では、県が指定業者を募ったが、令和6年5月13日からスタートして、翌年の令和7年3月まで時間を要している。復旧には時間を要するため、検査については、問題無いと考えている。 問. 市外の指定工事店に仕事をしてもらう場合、秦野市の基準で行うということによいか。 答. 給水も排水も基準書を作っており、その基準書を事前に渡して、それに基づいて実施することが前提となる。 問. 個人が修理代を支払う際に、県外から来た業者でも、料金を市で一律に設定できるのか。それぞれ業者が決めるのか。 答. 石川県では、県外から来た業者に関しては、県の方で、旅費や宿泊費を補助するなど、市内業者と同じ価格で実施できるような制度としている。
会 議 結 果	原案了承

議題：秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	秦野駅北口にぎわい創造担当
説明者	はだの魅力づくり担当部長、秦野駅北口にぎわい創造担当課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 渋沢駅周辺の後楽園駐車場跡地が対象にならなかった理由は。 答. 条例の対象となる施設には、投下資本額や、商業施設の規模などの要件がある。規模については、都市計画に定める容積率の最大値のうちの5分の3以上を使うこと、3階建て以上という要件を設けている。 要件を設ける理由は、誘致を図る中で、長期に渡り事業を継続してもらうには、ある程度の規模が必要である。また、敷地面積が1,000平方メートル以上という要件があり、自社で建物を建設し、事業活動をしていただくことを想定している。場合によっては、土地を借り、建物を建設し、その中で事業活動を行うことも認めている。 意見. 付議書の「目的と必要性」で、期日を延ばす理由が「働き方改革による工期延長」としているが、昨今の建築資材の高騰や、建設費の高騰もあるので、その部分を入れるように検討すること。 問. これまで取組みを行ってきた中で、令和15年3月以降の予定は考えているか。 答. 当初、条例を制定した際に、短期間で集中して取り組むことを決めているので、今回の延長期間を5年間とした。今後、事業の進捗でさらに延長していく可能性もあるが、しっかりと期間を決めた中で実施できるよう注力していきたい。 問. 期間以外の要件は見直していないが、5年間の実績が無いのは、要件が厳しすぎたからではないか。何が原因だったのかを整理した上で、要件を見直す必要があるのではないか。 答. 一定規模以上の事業を持つ企業に、長期に渡り事業を実施してもらうため、一定規模以上の投資をしてもらうことが前提としてある。 当初、条例制定の際に、国が推奨している規模の中で、一番小さい規模を要件としており、これ以上規模が小さくなると、政策の趣旨に合致しなくなると考えている。 秦野駅北口周辺でまとまった土地が用意されるのであれば、需要があるという金融機関からのアドバイスもあり、土地を用意して公募していく段階となった。 今後の状況によっては、方針を転換して違う形での土地活用や、今ある建物をリノベーションして使っていくなど、規模を見直した新たな政策に転換する必要もあると考えてい
-----------------------------	---

	る。 現時点では、条例制定当時の目的を達成するための過程であるため、現状のまま継続して実施していきたい。 問. 今後見込みがあるのか。 答. 見込みがあるため、進めていく。 問. 秦野駅周辺でテナント貸し以外の用途で利用している事業者はあるか。 答. 金融機関や医療機関がある。 問. テナントビルを対象に含めない理由は何か。 答. テナントビルは、空き店舗になる可能性があるため、対象としていない。ビル建設後、すぐに売却されることを防止するため、自社で運営してもらうことをルールとして定めている。 問. 土地は借りてもよいのか。 答. 借りてもよい。 問. 期間延長の条例改正を行うのであれば、今後事業者の活用を促すため、テナントビルについても、奨励処置の対象として良いのではないか。 答. 奨励処置の対象となる産業については、条例施行規則で定めているので、テナントビルを含める形で、規則改正を検討する。 問. ビルを建て、上層階を住宅にすることはありえるか。 答. 住宅部分は外して考えるため、可能である。
会 議 結 果	原案了承